

令和5年度 豊見城市育英会奨学生 募集要項

《入学準備金》

豊見城市育英会では、有用な人材を養成することを目的とし、向学心に燃えている学生で経済的理由により修学困難な者へ入学金を貸与します。

つきましては、令和6年度に進学予定の奨学生を次のとおり募集しますので、貸与を希望される方は申請書に必要書類を添付の上、提出してください。

募集期間 令和5年11月6日（月）～令和6年3月15日（金）

※土・日、国民の祝日、12月29日から1月3日は除きます。

※定員に達し次第募集を終了します。

※後期試験等の合格発表の影響で期日に間に合わない場合は事前にご相談ください。

提出先 〒901-0292 沖縄県豊見城市宜保一丁目1番地1 豊見城市役所4階
豊見城市教育委員会 教育総務課（豊見城市育英会事務局）

1 新規募集人員 若干名

2 資格要件

- (1) 本人又は保護者が豊見城市に住所を有する者
- (2) 経済的理由により修学が困難と認められる者
- (3) 学業、人物とも優秀な者
- (4) 大学、短期大学、専門学校又は高等専門学校（以下「大学等」という。）に入学予定の者（高等専門学校においては、1年次から3年次の者を除く。）
- (5) 学資の区分による入学準備金の要件
 - ア 他の育英機関から同様の入学準備の援助を受けていないこと。
 - イ 高等学校（高等専修学校を含む。以下同じ。）の1年次から3年次までの学業成績の評定平均が7割以上の者であること。
 - ウ 奨学生として決定した後、連帯保証人を2人得られる者であること。なお、連帯保証人は、入学準備金の返還を保証し得る資力のある者（未成年者、成年被後見人又は被保佐人を除く。以下同じ。）とし、原則として保護者のうちから1人、残りの1人は沖縄県内に住所を有する者で、奨学生と生計を一にする者以外の者とする。

3 貸与額及び貸与時期・申請期間

- (1) 貸与額 300,000円以内（1人1回限り。）
- (2) 貸与時期 入学前までに奨学生に対して支給します。
- (3) 申請期間 令和5年11月6日（月）～令和6年3月15日（金）

※土・日、国民の祝日、12月29日から1月3日までは除きます。

※後期試験を受験される等の事情で申請期間に間に合わない場合は、必ず事前にご相談ください。

4 併用の可否について

本市育英会及び他育英機関との制度併用の可否については、次のとおりです。

	本市育英会 入学準備金	本市育英会 貸与奨学金	本市育英会 給付奨学金	他育英機関 入学準備金	他育英機関 貸与奨学金	他育英機関 給付奨学金
本市育英会 入学準備金	—	可	可 ※1	不可	可 ※2	可 ※2
本市育英会 貸与奨学金	可	—	可	可	不可	可
本市育英会 給付奨学金	可 ※1	可	—	可 ※3	可 ※3	不可

※1：本市育英会の給付奨学金は、1年次の給与額 600,000 円以内の中に入学準備金相当額の 300,000 円が含まれています。よって、入学準備金を併用する際の給付奨学金の1年次の給与額は、300,000 円以内となります。

※2：本市育英会の入学準備金は、他育英機関の貸与奨学金又は給付奨学金に入学準備金に相当する額が含まれている場合は併用不可となります。

※3：本市育英会の給付奨学金は、1年次の給与額 600,000 円以内の中に入学準備金相当額の 300,000 円が含まれています。よって、他育英機関の入学準備金又は貸与奨学金に入学準備金に相当する額が含まれている場合は当該額を除いた額となります。

5 提出書類（各1部）

- (1) 入学準備金貸与申請書（様式第1号）
- (2) 合格通知書の写し
- (3) 同意書（様式第4号）
- (4) 推薦書（様式第5号）
- (5) 学業成績証明書
- (6) 住民票謄本（生計が同一で世帯を別にする者がいる場合は、その者の住民票抄本を併せて添付してください。）

6 決定及び結果の通知

- (1) 決 定 提出された書類を確認の上、教育委員会の審議に付し、貸与の可否を決定します。
- (2) 結果の通知 貸与の可否の結果は文書で通知します。

7 支給

貸与の決定後、借用証書（様式第9号）、誓約書（様式第11号）、連帯保証人の印鑑登録証明書、預金通帳の写し及び振込口座届出書（様式第12号）の提出が必要となります。書類を確認した後、本人の口座に入学準備金を振り込みます。

8 その他

- (1) 入学準備金は無利子です。卒業の日から起算して12月を経過した日の属する月の翌月から一定の期間内にその全額を月賦、半年賦又は年賦で返還することになります。また、一括で繰上返還することも可能です。
- (2) 入学準備金は、学資として貸与するものであり、貸与終了後は市育英会規則に従って必ず返還しなければなりません。返還金は次代への奨学金の原資となる重要な資金であるため、確実に返還を履行するようお願いします。
- (3) その他ご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先 TEL：098-850-0961

豊見城市教育委員会 教育総務課（豊見城市育英会事務局）